

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年 齢	平均給与 月額 (B)	
公立陶生病院組合	13 人	49.6 歳	296,492 円	346,931 円	—	—	—	—
電話交換手	1 人	59 歳	X	X	—	—	—	—
運転手	1 人	53 歳	X	X	自家用乗用 自動車運転手	50.8 歳	315,000 円	—
看護助手	5 人	57 歳	290,440 円	337,690 円	看護補助者	42.6 歳	193,200 円	1.75
作業員	6 人	41.3 歳	277,383 円	403,680 円	—	—	—	—

※ 平成 19 年 4 月 1 日現在

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 16 年～18 年の 3 カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 個人が特定される職種（職員数が 1 人の職種）については公表しない。

(2) 年齢別職員数

区分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
全体	0 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話交換手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
看護助手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0
作業員	0	0	0	1	0	2	1	0	2	0	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

労務職給料表（国の行政職俸給表(二)に同じ）を適用

イ 手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当を、該当者に支給している。

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給（55 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

当組合の技能労務職員については、退職不補充の原則に基づき、新規採用による退職者の補充を平成10年から控えている。また、今後も定年退職等による退職者の補充については、新規採用での対応は行わない方向性としている。

3 具体的な取組み内容

当組合の技能労務職員に係る給料表については、一般職の職員の給与に関する法律に規定された行政職俸給表（二）と同じ給料表を使用しており、現行においては、特段の取込は立てていないが、国、県、構成市町の動向を注視し、取組みの必要があれば検討する。なお、地域手当については、平成22年度より支給割合を当地域の支給割合に合わせ、6%に減額することとしている。

4 その他

技能労務職員に関する業務については、既に業務委託への切替え可能な業務については委託化を図っているが、今後、委託化可能な業務があればさらに推進していく。なお、職員数については、今後、定年退職の該当職員もあり、再任用や臨時職員による補充により継続的に削減を図る。